



国自貨第14号
令和2年4月24日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局貨物課長



一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃について

今般、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）附則第1条の3第1項の規定に基づき、一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃を定め、同条第2項の規定に基づき、一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃を定めた件（令和2年国土交通省告示第575号）のとおり告示を行ったところです。

これを踏まえ、設定した標準的な運賃に関して、別添のとおり各地方運輸局等に対し通知しましたので、ご連絡します。

貴協会におかれましては、都道府県トラック協会を通じ、傘下会員事業者に対して周知いただきますようお願いいたします。